

平成21事務年度における所得税及び消費税調査等の状況について

所得税及び個人事業者の消費税について、平成21事務年度(平成21年7月から平成22年6月までの間)に実施した調査等の状況をまとめましたのでお知らせします。

1 所得税

(1) 調査等件数及び申告漏れ等の非違があった件数の状況

所得税の調査については、高額・悪質な不正計算が見込まれるものを対象に深度ある調査(特別調査・一般調査)を優先して実施する一方、申告漏れ所得等の把握を実地により短期間で行う着眼調査を実施しています(以下「実地調査」という。)

このほか、文書又は来署依頼による面接等により、計算誤りや所得(税額)控除の適用誤りがあるものを是正するなどの接触(以下「簡易な接触」という。)を実施しています。

このように事案に応じた的確な調査等(「実地調査」及び「簡易な接触」)を実施し、適正・公平な課税に努めています。

実地調査の件数については、特別調査・一般調査が3,253件(前事務年度3,143件)、着眼調査が1,887件(前事務年度1,199件)であり、簡易な接触の件数については、14,212件(前事務年度13,127件)となっています。

また、これらの調査等の合計件数は、19,352件(前事務年度17,469件)であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数は、14,048件(前事務年度12,364件)となっています。

(備考)

平成21事務年度より、譲渡所得を含めた所得税全体の調査事績を集計する方法に変更しています。また、以下の(2)及び(3)についても同様です。

(2) 申告漏れ所得金額の状況

実地調査による申告漏れ所得金額(調査等の対象となったすべての年分の合計)は、全体で264億6百万円(前事務年度225億1百万円)であり、このうち特別調査・一般調査によるものは232億3千万円(前事務年度206億5千2百万円)、着眼調査によるものは31億7千5百万円(前事務年度18億4千9百万円)となっています。

また、簡易な接触によるものは164億2千4百万円(前事務年度133億1千1百万円)となっており、調査等合計では、428億3千万円(前事務年度358億1千3百万円)となっています。

(3) 追徴税額の状況

実地調査による追徴税額(調査等の対象となったすべての年分の合計で加算税を含む)は、全体で47億6千9百万円(前事務年度42億9千6百万円)であり、このうち特別調査・一般調査によるものは45億2百万円(前事務年度42億1千6百万円)、着眼調査によるものは2億6千7百万円(前事務年度7千9百万円)となっています。

また、簡易な接触によるものは8億8百万円(前事務年度7億3千7百万円)となっており、調査等合計では、55億7千7百万円(前事務年度50億3千2百万円)となっています。

2 所得税(譲渡所得分)

(1) 調査等件数及び申告漏れ等の非違があった件数の状況

所得税(譲渡所得分)については、あらゆる機会を利用して収集した各種資料情報を活用し、申告のないもの又は申告額が過少であると認められるものを対象に、高額あるいは悪質と見込まれるものを優先して調査等を実施しています。

調査等の件数は、1,235件(前事務年度1,634件)であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数は、858件(前事務年度1,279件)となっています。

(2) 申告漏れ所得金額の状況

申告漏れ所得金額(調査等の対象となったすべての年分の合計)は、58億7千3百万円(前事務年度84億3千2百万円)となっています。

3 消費税(個人事業者)

(1) 調査等件数及び申告漏れ等の非違があった件数の状況

消費税(個人事業者)の調査等については、課税事業者又は課税事業者と認められる者を対象に、原則として所得税の調査等と同時に実施することとしておりますが、消費税のみ無申告とする納税者に対しては、着眼調査や簡易な接触により適正な課税に努めています。

実地調査の件数は、特別調査・一般調査は2,076件(前事務年度2,260件)、着眼調査は1,768件(前事務年度1,244件)であり、簡易な接触の件数は、1,919件(前事務年度1,769件)となっています。

また、これらの調査等の合計件数は、5,763件（前事務年度5,273件）であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数は4,114件（前事務年度3,652件）となっています。

(2) 追徴税額の状況

実地調査による追徴税額(調査等の対象となったすべての年分の合計で加算税を含む)は、全体で12億8千万円(前事務年度12億6百万円)であり、このうち特別調査・一般調査によるものは10億9百万円(前事務年度10億1百万円)、着眼調査によるものは2億7千1百万円(前事務年度2億5百万円)となっています。

また、簡易な接触によるものは2億5百万円(前事務年度1億7千万円)となっており、調査等合計では、14億8千4百万円(前事務年度13億7千7百万円)となっています。

平成21事務年度 所得税及び消費税調査等の状況

1 所得税

(福岡局計)

項目		区分	実地調査			簡易な接触	調査等合計
			特別・一般	着眼	小計		
1	調査等件数	件	3,143	1,199	4,342	13,127	17,469
			3,253	1,887	5,140	14,212	19,352
2	申告漏れ(非違)のあった件数	件	2,575	788	3,363	9,001	12,364
			2,659	1,189	3,848	10,200	14,048
3	申告漏れ所得金額	百万円	20,652	1,849	22,501	13,311	35,813
			23,230	3,175	26,406	16,424	42,830
4	追本税	百万円	3,532	72	3,604	673	4,277
			3,805	251	4,056	736	4,791
5	徴税加算税	百万円	684	8	692	64	756
			697	16	713	72	786
6	額計	百万円	4,216	79	4,296	737	5,032
			4,502	267	4,769	808	5,577
7	一 申告漏れ所得金額	千円	6,571	1,542	5,182	1,014	2,050
			7,141	1,683	5,137	1,156	2,213
8	件 追本税	千円	1,124	60	830	51	245
			1,170	133	789	52	248
9	件 徴税加算税	千円	218	6	159	5	43
			214	9	139	5	41
10	件 額計	千円	1,341	66	989	56	288
			1,384	142	928	57	288

(注) 1 平成21年7月から平成22年6月までの実績で、いずれも調査等の対象となったすべての年分の合計の計数である。
 2 各欄の上段は前事務年度の計数であるが、本事務年度と集計方法が異なるため参考値となる。

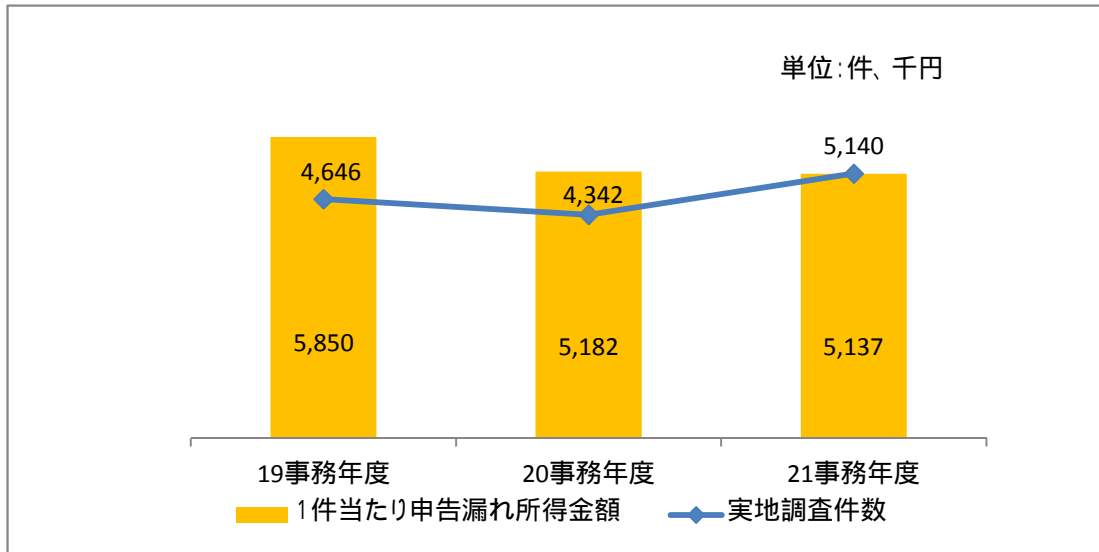
2 消費税(個人事業者)

項目		区分	消費税			簡易な接触	調査等合計
			実地調査				
			特別・一般	着眼	小計		
1	調査等件数	件	2,260	1,244	3,504	1,769	5,273
			2,076	1,768	3,844	1,919	5,763
2	申告漏れ(非違)のあった件数	件	1,704	959	2,663	989	3,652
			1,541	1,384	2,925	1,189	4,114
3	追本税	百万円	850	185	1,035	158	1,193
			855	244	1,099	190	1,289
4	徴税加算税	百万円	151	20	171	13	184
			154	27	180	15	195
5	額計	百万円	1,001	205	1,206	170	1,377
			1,009	271	1,280	205	1,484
6	一件 追本税	千円	376	149	295	89	226
			412	138	286	99	224
7	件 徴税加算税	千円	67	16	49	7	35
			74	15	47	8	34
8	件 額計	千円	443	165	344	96	261
			486	153	333	107	258

(注) 1 平成21年7月から平成22年6月までの実績で、いずれも調査等の対象となったすべての年分の合計の計数である。
 2 各欄の上段は前事務年度の計数である。
 3 消費税の追徴税額には、地方消費税(譲渡割額)を含む。

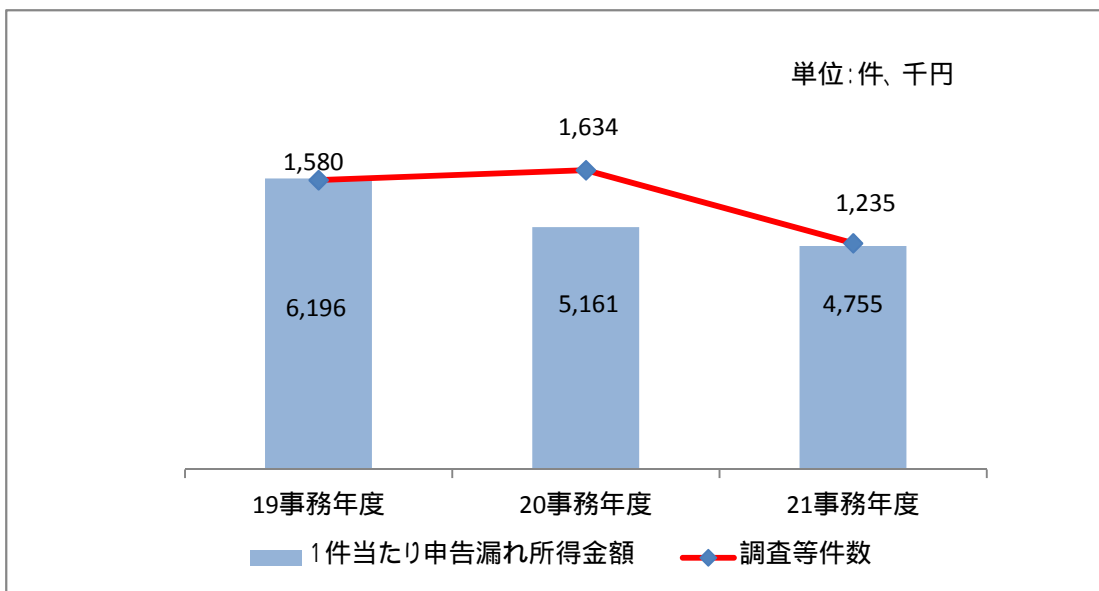
実地調査件数等の推移

【所得税】



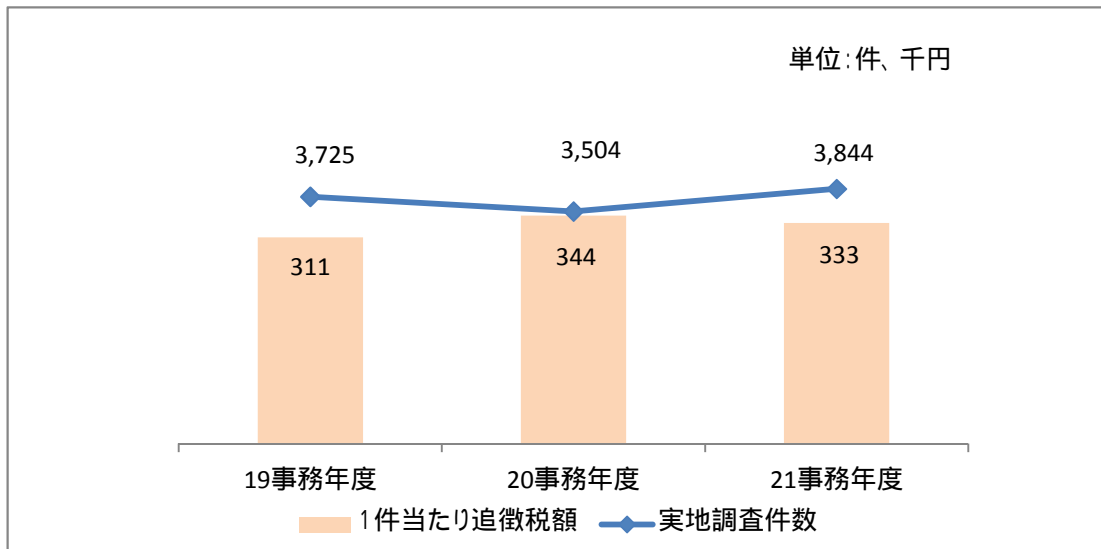
平成21事務年度の調査等件数は、5,140件(前事務年度4,342件)であり、1件当たりの申告漏れ所得金額は、5,137千円(前事務年度5,182千円)となっています。

【所得税(譲渡所得分)】



平成21事務年度の調査等件数は、1,235件(前事務年度1,634件)であり、1件当たりの申告漏れ所得金額は、4,755千円(前事務年度5,161千円)となっています。

【消費税(個人事業者分)】



平成21事務年度の調査等件数は、3,844件(前事務年度3,504件)であり、1件当たりの追徴税額は、333千円(前事務年度344千円)となっています。

事業所得を有する者の1件当たりの申告漏れ所得金額が高額な上位10業種

順位	業 種 目	1件当たりの 申告漏れ所 得 金 額	1件当たりの 追 徴 税 額 (含加算税)	直近の年分 に係る申告 漏 れ 割 合	前年の順位
位		万円	万円	%	位
1	く ず 金 卸 売 業	2,557	874	51.0	2
2	人 材 派 遣	1,769	344	56.5	3
3	風 俗 業	1,660	223	80.4	1
4	青 物 卸 売 業	1,547	500	35.9	
5	弁 護 士	1,415	578	25.9	9
6	生 命 保 険 外 交 員	1,208	331	23.6	
7	うどん、そば	1,201	187	53.2	
8	す し	1,001	192	34.7	12
9	一 般 海 面 漁 業	974	154	33.5	
10	土 地 家 屋 調 査 士	909	147	24.4	

(注) 1 上記調査事績は、特別調査及び一般調査に基づく実施結果である。

2 「直近の年分に係る申告漏れ割合」は、

$$\frac{\text{(申告漏れ所得)}}{\text{(調査前所得) + (申告漏れ所得)}} \quad \text{で算出している。}$$

3 「前年の順位」は、事業所得を有する者の前年の1件当たりの申告漏れ所得金額が高額な上位20位に該当するものについて、その順位を記載している。

4 調査件数が10件未満の業種を除く。

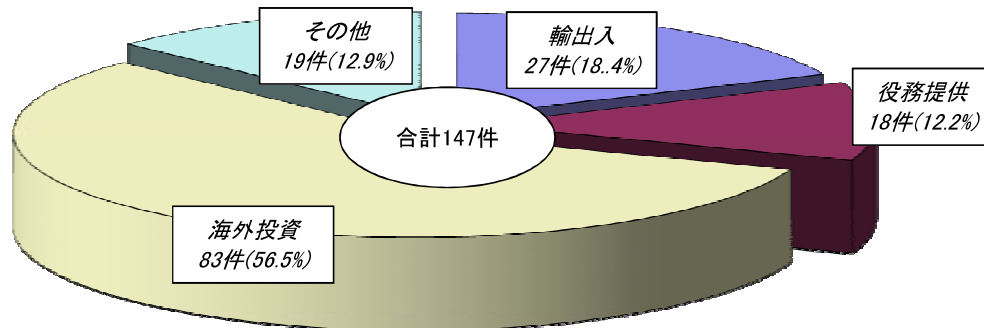
平成21事務年度 譲渡所得の調査等事績 (福岡局)

事務年度 項目	平成20事務年度	平成21事務年度	対前事務年度
	件	件	%
調査等件数	1,634	1,235	75.6
土地建物等	1,231	1,095	89.0
株式等	403	140	34.7
	件	件	%
申告漏れ等の 非違件数	1,279	858	67.1
土地建物等	912	746	81.8
株式等	367	112	30.5
	%	%	ポイント
申告漏れ割合 (/)	78.3	69.5	8.8
土地建物等	74.1	68.1	6.0
株式等	91.1	80.0	11.1
	百万	百万	%
申告漏れ所得金額	8,432	5,873	69.6
土地建物等	6,863	4,909	71.5
株式等	1,569	964	61.4
	千円	千円	%
1件当たり申告 漏れ所得金額 (/)	5,161	4,755	92.1
土地建物等	5,575	4,483	80.4
株式等	3,894	6,885	176.8

(注) 土地建物等には、総合譲渡に係るものを含む。

海外取引を行っている者の調査状況

1 調査状況(取引区分別)

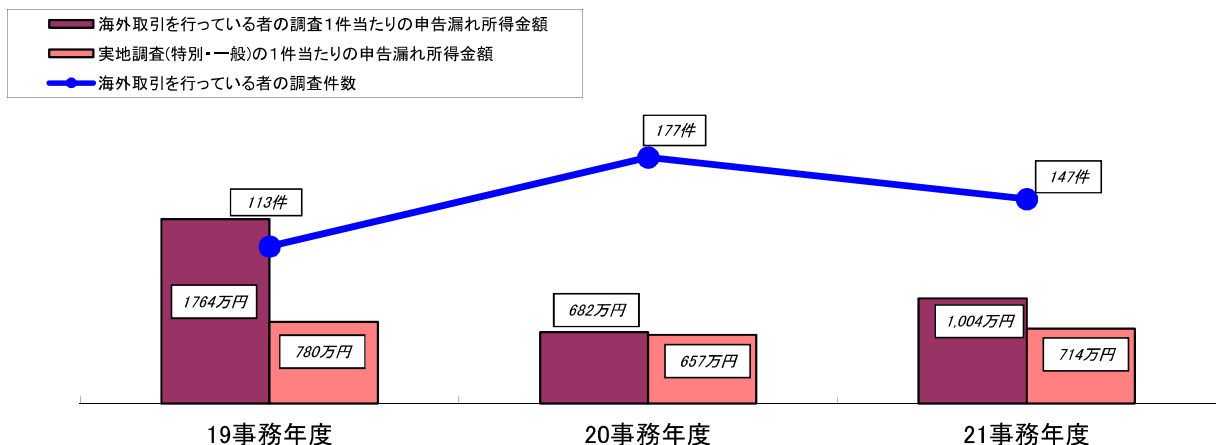


(注) ()内の数値は構成比

(参考)

- 1 輸出入…事業に係る売上及び原価に係る取引で、海外の輸出(入)業者との契約による取引をいう。
- 2 役務提供…工事請負、プログラム設計など海外において行う、労力、技術等の第三者に対するサービスの提供をいう。
- 3 海外投資…海外の不動産、証券などに対する投資(預貯金等の海外での蓄財を含む。)をいう。
- 4 その他…海外で支払いを受ける給与など、1～3に該当しない取引等をいう。

2 調査件数及び1件当たりの申告漏れ所得金額の推移



○ 経済社会の国際化に適切に対応していくため、有効な資料情報の収集に努めるとともに、海外取引を行っている者や海外資産を保有している者などに対して、国外送金等調書や租税条約に基づく情報交換制度などを効果的に活用し、積極的に調査に取り組んでいます。

○ 海外取引を行っている者に対する実地調査(特別・一般)の調査件数は、147件(前事務年度は177件)となっています。

○ 1件当たりの申告漏れ所得金額は、1,004万円(前事務年度は682万円)となっており、実地調査(特別・一般)の申告漏れ所得金額714万円(前事務年度は657万円)と比べて依然として高くなっています。

また、申告漏れ所得金額の総額は14億7千6百万円(前事務年度12億6百万円)に上ります。

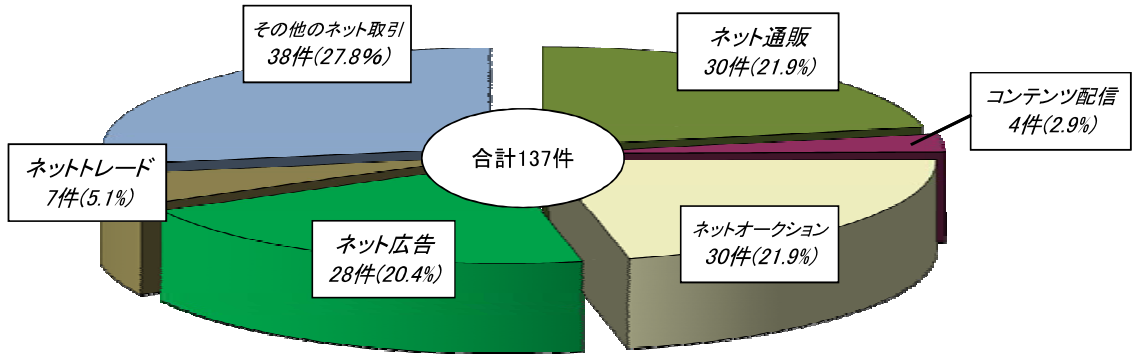
(参考) 上記取引区分別1件当たり申告漏れ所得金額

【輸出入】1,027万円 【役務提供】1,600万円 【海外投資】726万円 【その他】1,623万円

○ 海外で発生する所得の申告漏れ事案が多いことから、「居住者は、所得の生じた場所が国の内外を問わず、そのすべての所得について所得税を納める義務がある。」ことを広報媒体を活用し、周知に努めていきます。

インターネット取引を行っている者の調査状況

1 調査状況(取引区分別)

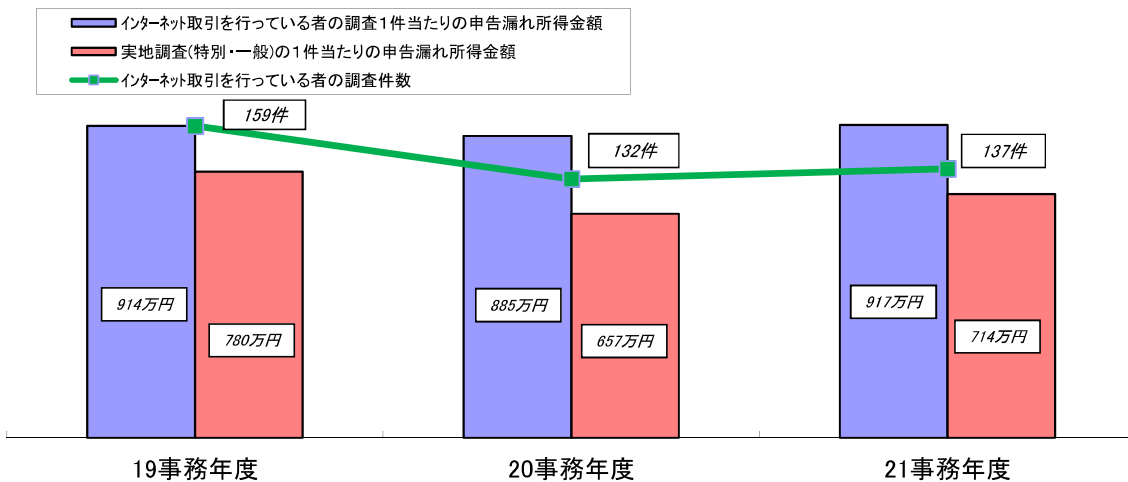


(注) ()内の数値は構成比

(参考)

- 1 ネット通販・・・事業主が商品を販売するためのホームページを開設し、消費者から直接受注する販売方法(オンラインショッピング)による取引
- 2 コンテンツ配信サービス・・・インターネットを利用して行われる電子化された音楽、静止画、動画、書籍、情報等のダウンロード取引又は配信提供に係る取引
- 3 ネットオークション・・・インターネットを利用して行われるオークション取引
- 4 ネット広告・・・ホームページ、電子メール、検索エンジンの検索結果画面等を利用して行われる広告関連取引
- 5 ネットトレード・・・インターネットを利用して行われる株、商品先物又は外国為替等の取引
- 6 その他のネット取引・・・出会い系サイトの運営など、1～5に該当しない取引

2 調査件数及び1件当たりの申告漏れ所得金額の推移



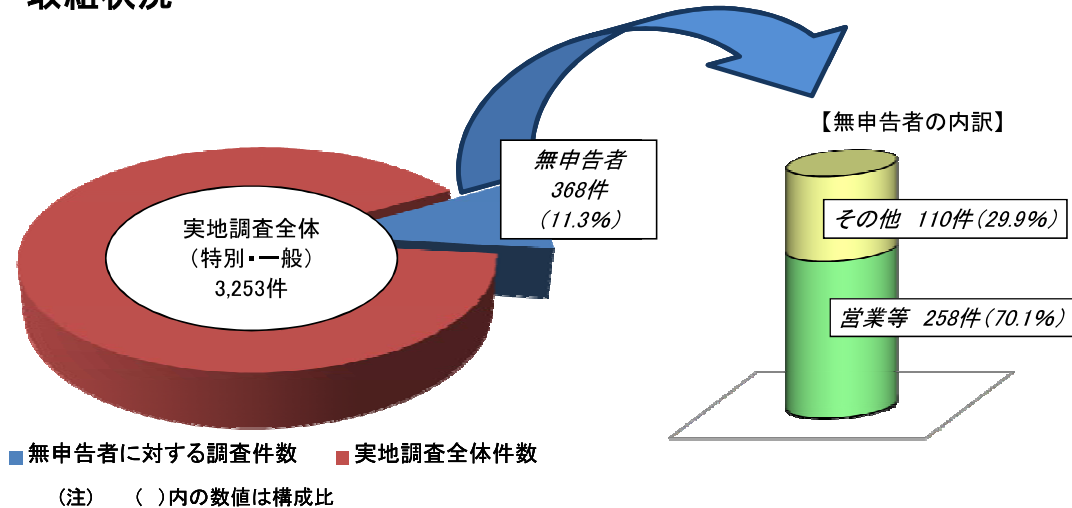
- インターネット取引者は、無店舗による事業形態となるため、その把握が困難であります。あらゆる資料情報を収集・分析して適切な課税に努めています。
- インターネット取引を行っている者に対する実地調査(特別・一般)の調査件数は、137件(前事務年度は132件)となっています。
- 1件当たりの申告漏れ所得金額は、917万円(前事務年度885万円)となっており、実地調査(特別・一般)の申告漏れ所得金額714万円(前事務年度657万円)と比べて依然として高くなっています。

(参考) 上記取引区分別1件当たり申告漏れ所得金額

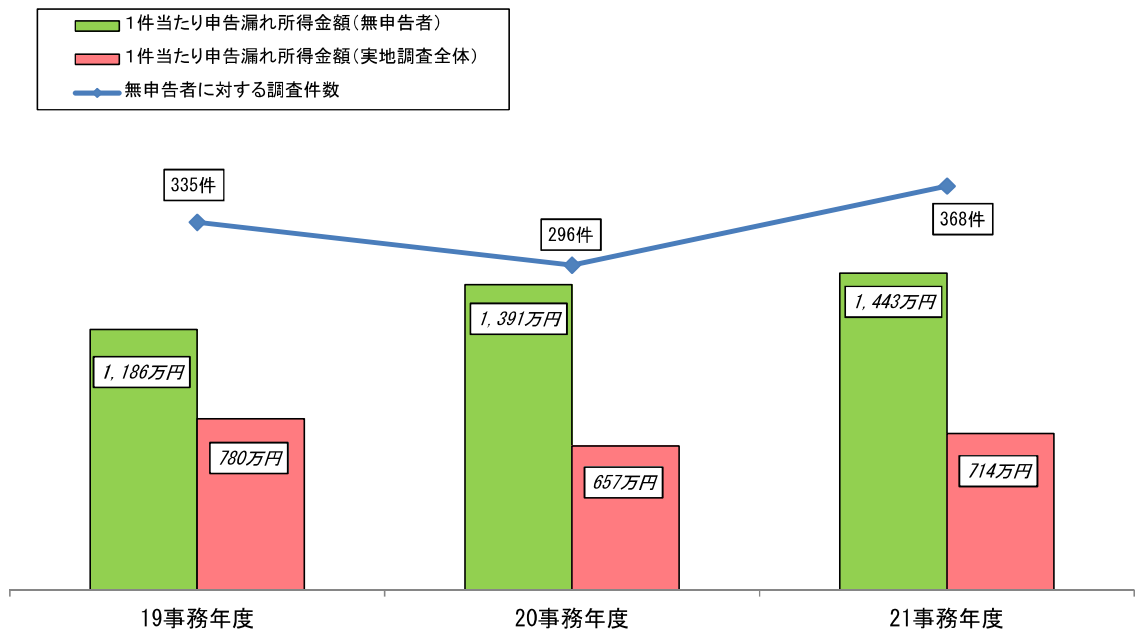
【ネット通販】518万円 【コンテンツ配信】757万円 【ネットオークション】768万円 【ネット広告】1,014万円
 【ネットトレード】685万円 【その他のネット取引】1,337万円

高額・悪質と見込まれた無申告者に対する調査状況

1 取組状況



2 調査件数及び1件当たりの申告漏れ所得金額の推移



- 無申告は、申告納税制度の下で自発的に適正な納税をしている納税者に強い不公平感をもたらすこととなるため、的確かつ厳格に対応していく必要があります。
こうした無申告者は、その存在自体の把握が困難であることから、更なる資料情報の収集及び活用を図り、的確な課税処理に努めています。
- 高額・悪質と見込まれた無申告者に対する実地調査(特別・一般)の調査件数は、368件(前事務年度296件)であり、所得税6億3千2百万円、消費税2億3千1百万円を追徴しています。
- 1件当たりの申告漏れ所得金額は、1,443万円(前事務年度1,391万円)となっており、実地調査(特別・一般)の申告漏れ所得金額714万円(前事務年度657万円)と比べて高くなっています。
また、申告漏れ所得金額の総額は53億1千1百万円(前事務年度41億1千6百万円)に上ります。

いわゆる「富裕層」への対応

資産運用の多様化・国際化が進んでいる中、いわゆる「富裕層」に対する課税の適否が税の公平感に大きな影響を及ぼすものと考えられます。

これに対し、福岡国税局では、有価証券・不動産等の大口所有者、経常的な所得が特に高額な者などについて、積極的に調査を実施しています。

平成 21 事務年度において、これらの者に対して行った実地調査の事績は、以下のとおりです。

〔 実地調査の事績 〕

・ 調査件数（特別・一般）	158 件
・ 非違件数	119 件
・ 申告漏れ所得金額	9億8千4百万円
・ 追徴税額（加算税含む）	3億1千4百万円

〔 実地調査 1 件当たりの事績 〕

・ 申告漏れ所得金額	6,229 千円
・ 追徴税額（加算税含む）	1,985 千円

（参考）

・ 実地調査全体の申告漏れ所得金額（特別・一般）	7,141 千円
・ 実地調査全体の追徴税額（加算税を含む）	1,384 千円

これらの者に対する実地調査 1 件当たりの申告漏れ所得金額は、6,229 千円となっており、所得税の実地調査（特別・一般）1 件当たりの申告漏れ所得金額 7,141 千円を若干下回る形となっています。

また、追徴税額は 1,985 千円で、所得税の実地調査 1 件当たりの追徴税額 1,384 千円の約 1.4 倍となっています。